

2016年3月期基準「財務報告実務検定公式問題集」正誤表

財務報告実務検定事務局

2016年3月期基準「財務報告実務検定公式問題集」に、下記の改訂（証券取引所規則の改正に伴う改訂）が漏れておりました。

内容を訂正すると共に、ご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

頁	訂正箇所	誤（改訂前）	正（改訂後）
19 頁	表中の「改善報告書・改善状況報告書」の行の 2 列目	適時開示に係る規定	適時開示等に係る規定
19 頁	表中の「特設注意市場銘柄」の行の 2 列目	上場会社が改善報告書を提出したものの、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められず、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めた場合。1 年ごとに内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を速やかに提出しなければならない。	適時開示等に係る規定に違反したり有価証券報告書等の虚偽記載があったりしたため、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められる上場会社や、改善報告書を提出したものの、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められず、内部管理体制等につき改善の必要性が高いと認められる上場会社は、特設注意市場銘柄に指定される。
19 頁	表中の「上場廃止」の行の 2 列目	<ul style="list-style-type: none"> 改善報告書を提出しない場合。改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認めた場合。 特設注意市場銘柄指定から 3 年経過しても、内部管理体制等に引き続き問題があると 	<ul style="list-style-type: none"> 改善報告書を提出しない場合。改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認められる場合。 特設注意市場銘柄指定から一定期間（最大で 1 年半）を経過しても、内部管理体制等

		認めた場合、また、内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、改善される見込みがないと認めた場合。	に引き続き問題がある、あるいは改善の見込みがないと認められる場合。
--	--	---	-----------------------------------